

総社市告示第25号

総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内の中小企業者等が、融資又は貸付（以下「融資等」という。）を受ける場合に必要な利子及び信用保証料の一部に対し、予算の範囲内において、総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）により定められたものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内に所在する中小企業者等であって、市税を滞納していないものとする。

(対象となる融資等)

第4条 補助金の対象となる融資等は、令和2年2月21日から令和3年3月31日までの間に契約を締結した融資等であって、当該契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）であること。
- (2) 事業の継続に必要な設備資金又は運転資金として、岡山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）からの保証をもって融資等を行う金融機関であること。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、融資等の契約日から3年間（事務所を市外に移転した場合、又は事業を廃止した場合は、その日までの間）の融資等に係る利子及び信用保証料（延滞利子を除く。）に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体等から同様の趣旨による補助金等の交付を受ける場合は、当該交付金額を除いた額とする。

2 前項に規定する補助金の額は、融資等の契約日の翌日を起算日として1年ごとに30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 公庫又は金融機関が発行する償還予定表等、償還計画を明らかにする書類
- (2) 収支予算書
- (3) 保証協会が発行する信用保証書の写し（契約の相手方が公庫の場合を除く。）
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) 本市で事業を行っていることが分かる書類（登記簿謄本又は土地若しくは建物の賃貸借契約書の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該申請者に補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、当該申請者に対し、その理由を付して却下通知をするものとする。

(変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）が、その内容を変更しようとするときは、補助金変更承認申請書に変更の内容が分かるものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは申請内容の変更を承認するとともに、当該申請者に補助金変更承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容が不相当と認めるときは、当該申請者に対し、その理由を付して却下通知をするものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、第7条に規定する補助金交付決定通知書に記載された各補助対象期間（前条第2項に規定する補助金変更承認通知書により、当該期間が変更された場合は、その期間）の末日から当該期間の末日が属する年度の末日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 公庫又は金融機関が発行する利子払込証明書等、償還状況を明らかにする書類

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、市長に対して補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 融資等について、保証協会が代位弁済したとき。

(3) その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。